

# 平成28年度 障害者計画・第4期障害福祉計画 事業概要

健康福祉部 障害福祉課

## 【調書の次年度方針の見方】

### 【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり				
第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備				
	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	療育システムの構築		清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。
		早期発見・早期療養体制の充実		健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。
		健診後フォローと関係機関連携の充実		早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。
	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	障害児保育の充実		子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。
	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	学びやすい教育環境の整備		教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。
		通級指導の実施		清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。
		教育部門・福祉部門・保健部門の連携		障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。
		学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施		学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。
障害児放課後等育成事業の実施			特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

第2節 社会参加や就労の促進		
「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。
	法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。
	授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。
	作業所の新体系への移行の支援	障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。
清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。
	ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。
	図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。
3. 社会参加活動の支援	障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。
	文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。
	市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。
	自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

障害者計画 第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり

第1節 理解と交流の促進

1. 啓発・交流活動の推進	ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。
	啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。
	地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。
	「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。
	イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。
2. ボランティア活動の推進	ボランティア活動への総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。

第2節 福祉のまちづくりの推進

1. 公共施設の整備改善	公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。
	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。
	公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。
	コミュニティバスによる利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

2. 移動・移送サービスの充実	障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。
	福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。
3. 情報提供の充実	行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。
	情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。
	市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口にて聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。
	障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
	民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
4. 防災・救護体制の充実	防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。
	緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。
	聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。

第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実

1 訪問系サービス

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

居宅介護(ホームヘルプサービス) 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	サービスの必要量を確保するための方策	障害に応じた支援が実施できるよう、研修の参加やサービスの質の向上への取り組み、サービス必要量の増加に対応するためのサービス提供基盤の整備を図ります。
2 日中活動系サービス		
生活介護 療養介護 短期入所	サービスの必要量を確保するための方策	短期入所についてはレスパイトや家族以外の他者になれることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時など必要が生じた際に利用できない状況があることから、必要時に速やかに利用できる体制整備を図ります。
自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練)		自立訓練(機能訓練)は介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練(生活訓練)はサービスを必要とする方の利用が進むよう、引き続き関係機関からの情報収集を行います。
就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)		サービス等利用計画を作成することにより、支給決定を受けていても利用しない方の利用につながり、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことに期待できるため、相談等を通じて事業者との連携を図ります。
3 居住系サービス		
共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援	サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るために、需要と供給が結び付くよう、サービス提供基盤の整備を進めます。また、施設入所について真に必要な方が利用できるよう、ニニーズ把握に努め情報収集に努めます。
4 障害児支援体制の整備		
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービスの必要量を確保するための方策	事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実します。
5 指定相談支援		
計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	サービスの必要量を確保するための方策	申請から利用までの一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう、事業所の確保及び人材育成等を支援します。また、地域資源のネットワークを活用して、専門的な相談支援が実施できる相談支援体制を充実させます。
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業		
1 啓発事業		
理解促進研修	広報・啓発活動	「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

		障害者週間	障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進します。 また、外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。
2	自発的活動支援事業		
	自発的活動支援事業	活動支援	当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。
3	相談支援事業		
	障害者相談支援事業	サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う基幹系相談センターの設置に向けた検討を行います。
	住宅入居等支援事業	住宅入居等支援事業	入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、やむ市等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。
	成年後見制度利用支援事業	移動支援事業	きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
4	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度利用支援事業	移動支援事業	きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
5	意思疎通支援事業		
	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	サービスの必要量を確保するための方策	意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣したり、市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図ります。
6	日常生活用具給付事業		
	介護訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 住宅改修費	サービスの必要量を確保するための方策	在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられます。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討します。



障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	障害の早期把握・療育システムの構築	療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回相談は市立保育園から私立保育園・幼稚園に対象を広げ、さらに新設保育園でも実施している。</li> <li>・各園からの相談ケースが増えている事は、巡回相談が有効に行われていることの評価と考えられる。</li> <li>・今以上に巡回相談を増やす事や、未就学児の通所による療育に対応するには、職員体制と療育室の両面を検討する必要がある。</li> </ul>	充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業を継続</li> <li>・巡回相談を充実</li> </ul>
		制早期発見・早期療養体制	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児については、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図りながら早期療育体制を継続する。</li> <li>・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図る。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センター等が連携し、療育が必要な乳幼児についての早期療育体制を継続</li> <li>・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについて連絡会等を通じて引き続き連携を図る。</li> </ul>
		関連診療後のフォローと関係機関	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各センター（健康センター、子ども家庭支援センター、清瀬市子どもの発達支援・交流センター）間での情報交換を行っている。</li> <li>・今後も各センターと情報交換を行い、療育支援が必要なケースには、各関係機関が連携を図りながら支援する。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各センター間で行っている情報交換を継続</li> <li>・療育支援が必要なケースには、各関係機関が連携を図りながら支援する。</li> </ul>

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	障害児保育の充実	障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員からの助言等により、保育士が子供を観察する新たな視点を学び、気づきを得ることができた。</li> <li>・保育園全体での話し合いや研修、巡回相談等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図る。</li> </ul>	継続	・保育園全体での話し合いや研修、巡回相談等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図る。
	学校教育・学童保育の充実	の学びやすい教育環境	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校においては特別支援教育の視点に基づく授業改善や環境整備を一層充実させることが必要である。</li> <li>・指導主事及び特別支援教育巡回指導員、教育アドバイザー等の巡回を通して校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図っていく。</li> </ul>	継続	・特別支援教育巡回指導員、指導主事等の巡回を通して校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図っていく。
	育固定学級の特別支援教	育固定学級の特別支援教	固定の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、障害に起因する種々の困難を改善・克服し、自立した社会生活を送るための基礎を養う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級授業改善研修等の機会を中心に、障害特性に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善を図った。</li> <li>・平成28年度の教育課程編成に向けて、知的障害特設支援学級においては、各教科等を合わせた指導の内容の充実、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、自立活動の内容の充実を図った。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害特別支援学級においては、各教科等を合わせた指導、自閉症・情緒障害特別支援学級においては自立活動の指導内容及び指導方法の一層の充実を図る。</li> <li>・個別の教育支援計画及び個別指導計画の改善を図る。</li> </ul>
	特通級支援指導教育の実施	特通級支援指導教育の実施	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き清瀬第八小学校における、通級指導の充実を図る。</li> <li>・清瀬市特別支援教育推進計画の中で示した通級指導学級担当教諭による巡回指導を充実させ、巡回指導の在り方についての研究を一層進める。</li> </ul>	継続	・清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)の中で示した特別支援教室開設に向けた準備を進める。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	学校教育・児童保育の充実	門教・育保・健部・門・福社連携部	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就学支援シート」については、前年度を上回る50.2%の提出率となっており、円滑な就学へとつなげるためのツールとして定着してきている。</li> <li>・「就学支援シート」の情報を効果的に活用するために、小学校の校内体制を充実させるとともに、就学前の支援機関との連携を強める。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を開催し、就学前施設と小学校の連携を一層強化する。</li> <li>・「就学支援シート」の活用</li> <li>・就学前の支援機関との連携を強める。</li> </ul>
		間学校一を活用した一福祉教育的な学習の時間	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も総合的な学習の時間をはじめとした学習活動において、特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。</li> <li>・都立特別支援学校との副籍制度を活用した交流活動を清瀬市特別支援教育推進計画に沿って推進する。</li> <li>・今後も障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努める。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等の学習活動において、特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。</li> <li>・都立特別支援学校との副籍制度による交流活動の一層の充実を図る。</li> <li>・障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努める。</li> </ul>
		障害児放課後等育成事業の実施	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が施行され、本事業は法内事業に移行している。</li> <li>・平成25年度に市内に新たに1か所事業所が設立されたが、事業所の受け入れ枠に限りがあり、利用者の希望に応じ切れていなかった。</li> <li>・平成27年度に複数の新たな事業所の設立が予定されており、また近隣市にも複数の事業所が設立されていることから、事業所不足の問題は解消されてゆくものと思われる。</li> <li>・今後は市と事業所との情報交換や事業所間が連携できる体制を作ることが必要である。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度に新たに4事業所が開設されたことから、利用者の利用希望はほぼ充足されている</li> <li>・国が示している放課後等デイサービスガイドラインの活用を事業者にも周知徹底。</li> <li>・放課後等デイサービスガイドラインを基にした適切なサービスの提供を支援する。</li> </ul>

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	雇用・就労の促進	体ク清 制ル瀬 の市 充実き ・障 き害 よ者 せを を就 中労 心支 と援 した セン 就タ 労ラ 支ワ 援ー	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から地域自立支援協議会に、公共職業安定所や特別支援学校、障害者通所施設、企業などからなる専門部会を設け、各機関と連携を図りながら、職場開拓、就労支援、職場定着について情報交換し就労支援体制を充実させる。</li> <li>・センターにおいては、利用者の特性に合った就労支援を行うほか、不安や悩みの解消などの生活支援の充実にも努めていく。</li> </ul>	継続	・地域自立支援協議会の専門部会である、就労支援部会の開催回数を増やし、新規就労や職場定着につなげる。
		法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでも採用試験において、障害の有無は採用の条件にしておらず、活字印刷物に対応できる方であれば、どなたにでも門戸を開いており、今後もこの方針は変更しない予定である。</li> <li>・平成26年度は障害者の別枠での採用試験を行っているところでもある。</li> <li>・今後も法定雇用率を充足できない場合には、障害者の別枠での採用も考えていく。</li> </ul>		
		授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課に働き掛けながら、対象商品の購入や販路拡大及び充実に努めた。</li> <li>・引き続き、様々なイベント会場において事業所とその商品のPRを行うことで販路の拡大を図る。</li> <li>・市役所の物品等調達実績(調達先は市内に限らない) 平成25年度:15件 2,340,828円 平成26年度:22件 4,825,517円</li> </ul>	継続	・庁内関係課に働きかけ、対象物品の購入や販路拡大に努める。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	進雇用・就労の促進	作業所の移行の支援	障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内施設のすべてが新体系事業への移行を行った。</li> <li>今後も安定した運営ができるよう必要な支援を行っていく。</li> </ul>	継続	市内事業所の新体系への移行は修了しているため、事業所の安定した運営のための支援を継続する。
	生涯学習の充実	生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや指定管理事業者の運営する管理施設において様々な講座や教室の拡充を図る。</li> <li>障害のある方が参加しやすい事業の開催に努める。</li> </ul>	継続	障害のある方が参加しやすい事業の開催に努める。
	ふれあい事業の充実	ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して、豊かな生活を送るように支援を引き続き行なう。</li> <li>参加希望者が増えているが、受け入れに限界があるため、今後は多くの希望者を受け入れられる事業展開を図る必要がある。</li> <li>事業の周知には、市報や清瀬市ホームページを活用し、受け入れに公平性を持たせることが必要である。</li> </ul>	継続	多くの希望者を受け入れられる事業展開を図る。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	生涯学習の充実	図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンディキャップサービス利用案内(改訂版)を発行し、市内の障害者団体や関係機関に配布した。更にサービス内容の周知に努め利用促進を図る。</li> <li>・利用案内改訂に伴い、録音図書目録の改訂、点字・大活字図書等の目録を整備し、ホームページで公開した。今後も定期的に更新をして情報提供に努める。</li> <li>・ボランティア育成のための講習会を定期的実施し、定例会では情報の共有化を図る。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンディキャップサービス利用案内(改訂版)によるサービス内容の周知に努め利用促進を図る。</li> <li>・ボランティア育成のための講習会を定期的実施し、定例会では情報の共有化を図る。</li> </ul>
	社会参加活動の支援	シ障害者のスポーツ充実に、レクリエー	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。</li> <li>・平成27年度の交流会では、各施設参加者の自己紹介ファイルやプログラムを作成する予定。</li> <li>・今後も障害者スポーツを普及し、障害のある方のスポーツ活動を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していく。</li> </ul>	継続	障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。
	文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として多くの市民の利用を見込む。</li> <li>・その他の公共施設も含めて、障害者及び団体が文化・芸術活動の場として利用が進むようイベントの支援を行う。</li> </ul>	継続	・障害者及び団体が文化・芸術活動の場として、公共施設等の利用が進むよう支援する。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	社会参加活動の支援	促市進主催行事への参加	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	・引き続き障害のある方が参加しやすい環境整備を行っていく。	継続	・市報をはじめ、全戸配布する文書の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させる。
		事自業福の祉車実タガクンシリン利費補助助成及	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	・今後も社会状況や利用者のニーズに応じて制度改正を検討していく。	継続	・社会状況や利用者のニーズに応じて制度改正を検討していく。
啓発・交流活動の推進	機と会もの増大活動の啓発・広報活動	の啓発・広報活動	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	・自然な形で交流を図り、ともに活動できる場づくりに努める	継続	・障害の有無を問わず参加できる催しを多く設ける。
		の啓発・広報活動	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	・ホームページ機能の充実を果たしたほか、12月の障害者週間に合せ、市報に障害者に関するマーク一覧を掲載し、市民に理解を呼びかけた。	継続	・市のホームページなどで障害者福祉に関する情報提供し、広報活動の充実に努める
		流地促域進と施設の交	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	・地域懇談会等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指して行く。 ・地域との交流が深まるよう、施設や地域の要望に応じて必要な調整や支援を行う。	継続	・地域懇談会等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指す。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	啓発・交流活動の推進	活「障害者週間」の趣旨の周知ととも、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度の取組みをさらに発展させるために、障害者週間に合わせたイベントの開催や、市報を活用したPRを行い障害者理解を進める。</li> <li>平成25年度に作成したヘルプマーク・ヘルプカードの普及を引き続き行う。</li> </ul>	継続	障害者週間 ①市報に障害者理解の啓発につながる記事を掲載 ②駅北ロクレアビル4階クレアギャラリーに市内の障害福祉関係事業所のパネル紹介 ③市役所市民課ロビーで各事業所の作品展示 その他 ・平成25年度に作成したヘルプマーク・ヘルプカードの普及活動の継続 ・平成28年4月施行の障害者差別解消法に関するイベントを障害者週間に合わせて実施
		市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらず多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	・広く市民と障害のある方との接点を作ることで、一定の理解が広がっている。今後も継続していく。	継続	・障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境の充実	
		ボランティア活動への推進	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々なかたちの地域(社会)貢献活動のあり方を紹介しながら、啓発・講座実施・活動相談・体験プログラムの提供・活動紹介・情報集約などに努めていく。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者週間に合わせたイベントの開催</li> <li>市報や市のホームページを活用した周知により障害者への理解を推進する。</li> </ul>
障害者計画	公共施設の整備改善	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の更新及び老朽化対策においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。</li> </ul>	継続	・引き続きバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。	



障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本 目標	施策 目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度 方 針	平成28年度 新規又は主要事業
		備歩 行環 境の 整	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	・緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行っていく。	継続	・安全に通行できる歩行環境の改善を図る
	公 共 施 設 の 整 備 改 善	の公 共 交 通 機 関 事 業 者 へ	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	・平成26年度に引き続き、27年度、清瀬駅・秋津駅に内方線付き点状ブロック等の設置について、実施する方向で鉄道事業者と協議をする。  ・バス事業者については、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行っていきたい。	継続	・バス事業者について、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行って行く。
	の移 充動 実・ 移送 サー ビス	るコ ミ ュ ニ テ ィ バ ス に よ	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	引き続き利用の促進に努めていく。		

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	移動・移送サービスの充実	障害者の専用駐車スペース	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	・設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。	継続	・設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。
		福祉有償運送事業	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	・国土交通省への登録には所在の市区の責任で行うことになるため、登録に向けた支援や補助金交付等を行う。  ・事業が安全に継続的に運営され、高齢者及び障害者等の福祉有償運送を必要とする方の福祉の向上を図るため、引き続き同様の支援を行っていく。	継続	・平成28年度は、2事業所が登録の更新時期となるためその支援を行う。 ・補助金交付等の支援を継続する。
	情報提供の充実	行政情報の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	・音訳利用者からの要望に基づき、ホームページ上で公開している市報の音訳データを、従来のMP3版と並行して、平成27年度中にはデジタイズ版も制作・掲載する。	継続	・必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。
		コミュニケーション技術の向上	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	・文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	継続	・利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。
	市役所への配慮	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	・引き続き障害の状況に配慮した具体的な方策を検討し、改善していく。	継続	引き続き障害の状況に配慮した具体的な方策を検討し、改善していく。	

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
障害者計画	情報提供の充実	障害者相談員への情報提供の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月から始まった計画相談支援で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方にサービス等利用計画を作成することになった。</li> <li>現在は、当事者の障害者相談員に代わる相談支援体制が整ってきている。</li> <li>引き続き相談員への情報提供や研修を充実していく。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会の活動と併せて、障害者の権利擁護に関する取組みを通して、相談活動を充実させる。</li> <li>平成28年4月施行の障害者差別解消法の情報提供や研修を行う。</li> </ul>
		活への民生委員の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、相談活動が充実するよう支援する。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、相談活動が充実するよう支援する。</li> </ul>
	防災・救護体制の充実	の防確災立危機管理体制	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時等要援護者登録については、引き続き整備を進める。</li> <li>今後、市内の社会福祉施設や市内の防災防犯課、地域包括ケア推進課等と連携し、名簿に登録された方について、個別の避難支援体制の確立に取り組んでいく。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者登録は、引き続き名簿整備を進める。</li> <li>総合防災訓練に合わせて、福祉避難所開設訓練を実施。</li> <li>避難支援を必要とする方の個別支援計画作成について検討する。</li> </ul>
		社ス緊電テ急ム通、報福シ	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の生活状況や必要性を検証しつつ、高齢者施策の事業内容との比較や見直しを図り、現状に即した制度のもとで普及の促進を図る。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉電話の事業の見直し</li> <li>緊急通報システムの貸与機器の入れ替えに伴う、高齢者施策への移行と、新システムを普及させ利用者の促進を図る。</li> </ul>
	スF聴テA覚ムX障通害報者シ用	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用を図っていく。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣依頼及び聴覚障害者との連絡等に活用を図っていく。</li> </ul>	

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・同行援護</li> </ul> <p>平成24年度 127人分／7,155時間 平成25年度 136人分／7,296時間 平成26年度 146人分／7,772時間</p>	平成24年度から平成26年度の利用実績では利用人数は変わらないが利用時間が1,898.7時間増えている。重度訪問介護利用者が6人増えて1,804時間増えている事が増加の要因である。居宅介護では利用者が14人減っているが利用実績は1人平均時間2.5時間増えている。同行援護は支給決定者数で8人増え36人となったが、利用平均時間は13時間で平成25年と変わっていない。行動援護は支給時間も利用実績も平成25年度と変わっていない。今後はサービス等利用計画の浸透により、実態に合ったサービスの支給決定と利用が進むと思われる。		
		日中活動系サービス	<p>生活介護</p> <p>平成24年度 181人分 平成25年度 185人分 平成26年度 189人分</p>	目標必要量(利用者人数)に達していないのは、利用を見込んだ平成23年度及び平成24年度特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したことが影響している。 目標必要量には達していないが、利用日数は目標値を超えており、支給決定者の利用が順調に行われている状況が窺える。		
		療養介護	<p>平成24年度 7人分 平成25年度 8人分 平成26年度 8人分</p>	平成24年4月の児童福祉法及び障害者総合支援法改正により、18歳を超えて障害児施設に入所していた方が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。 平成24年度に7名が重症心身障害児入所施設から療養介護に移行した後、平成26年度に1名が病院から療養介護施設に移行している。 今後も障害児入所施設や療養介護施設の情報収集に努め、利用者の要望に応ずる。		

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本 目標	施策 目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度 方 針	平成28年度 新規又は主要事業
第4期 障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	短期入所 平成24年度 20人分/108人日分 平成25年度 22人分/118人日分 平成26年度 23人分/123人日分	市内に事業所ができたことで、利用者が伸びている。緊急時の備えや家族以外の介護者に慣れる目的で利用する方が増えている。一方で緊急時には空きがなく、必要時の利用がしにくい状況は続いている。必要が生じた際に速やかな対応が図れるよう、事業所の状況と連携に努める。		
			自立訓練(機能訓練) 平成24年度 7人分 平成25年度 7人分 平成26年度 7人分	市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。介護保険制度との調整を図りながら、利用希望者の掘り起こしや関係機関との連携に努める。		
			自立訓練(生活訓練) 平成24年度 3人分 平成25年度 3人分 平成26年度 3人分	近隣市に精神障害者を対象とした事業所が数か所設立されたため、目標必要量が達成された。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。		
			就労移行支援 平成24年度 11人分 平成25年度 11人分 平成26年度 12人分	市内事業所1か所の他、近隣市に事業所が増えたため利用者が急増している。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。		
			就労継続支援(A型) 平成24年度 7人分 平成25年度 8人分 平成26年度 9人分	近隣市に事業所が増えたことと近隣市の事業所を利用していた方が転入したことで目標値を達成した。引き続き関係機関からの情報収集及び連携に努める。		
			就労継続支援(B型) 平成24年度 172人分 平成25年度 182人分 平成26年度 192人分	市内及び近隣市に事業所が増えたことと、サービスの情報が関係者等に浸透したことで、知的障害者・精神障害者共に支給決定者が増えている。しかし、体調不良や病状の変化などにより安定した利用が出来ていない方がいるため、目標必要量に比べ利用実績値が下回っている。サービス等利用計画の作成やサービスの更新時に確実に利用するための支援を行う必要がある。		

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	居住系サービス	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム)  平成24年度 64人分 平成25年度 66人分 平成26年度 68人分	共同生活援助(グループホーム)が平成24年度からの3年間で市内に6箇所設立されたことから、平成24年度の実績から22人増加し目標必要量を超過している。地域移行の推進や安心した地域生活のため引き続きニーズの把握と相談に努めていく。		
		施設入所支援	平成24年度 70人分 平成25年度 70人分 平成26年度 70人分	高齢化による長期入院や共同生活援助への移行により、目標必要量よりも施設入所者が減っているが、引き続き地域移行を希望する入所者の把握と移行の推進を図る。一方で真に施設入所を希望する方の要望に対応できるよう、希望者の把握と施設の情報収集に努める。また入所している利用者が安定した生活が送れるよう施設と連携していくことも必要である。		
		整備障害児の支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実します。		
	指定相談支援	指定相談支援(サービス等利用計画の作成)  平成24年度 15人分(1か月あたり) 平成25年度 15人分(1か月あたり) 平成26年度 20人分(1か月あたり)	平成27年4月以降に新規にサービスを申請する方と平成27年4月以降にサービスの更新をする方はサービス等利用計画が必須となるが、市内及び近隣市に相談支援事業所が増えていることから、相談支援事業所等との連携や、利用者及び事業所への情報提供・周知を行うことで、サービス等利用計画の作成は進むと思われる。			

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	理解促進研修	広報・啓発活動	・「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。	継続	・「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行う。
			障害者週間	・障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進します。  ・外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。	継続	・障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進する。 ・外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進する。
	地域生活支援事業の充実	支援活動	活動支援	・当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。	継続	・当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援する。 ・障害のある方の社会参加につながる機会を広げる。
		障害者相談支援	サービスの必要量を確保するための方策	・安心した地域生活を送るためには、日常的なことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。	継続	・安心した地域生活を送るために、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	・一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う基幹系相談センターの設置に向けた検討を行います。	継続	・基幹系相談センターの設置に向けた検討を行う。
		住宅入居等支援事業	住宅入居等支援事業	・入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。	継続	・入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行う。 ・家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援する。

障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
計画	業の充実	成年後見制度利用	移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。</li> <li>・市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。</li> </ul>
		その他の事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</li> <li>・市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図ります。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣する。</li> <li>・市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図る。</li> </ul>
		介護訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 住宅改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられます。</li> <li>・今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討します。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養等支援用具の中で、も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討する。</li> </ul>	



障害者計画・障害福祉計画  
— 障害のある人がいきいきと暮らせるために —

計画	基本目標	施策目標	取組・方針	平成27年度 事業概要	次年度方針	平成28年度 新規又は主要事業
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	その他の事業	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	・地域生活支援センターどんぐりの相談支援事業の中で実施されている。	継続	引き続き、地域生活支援センターどんぐりの相談支援事業の中で実施する。
			移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に支給量と利用方法の見直しを行い、利用範囲の拡大を図ったことで利用者、利用時間ともに増えている。</li> <li>・平成26年度は前年度よりも実利用者が20人増え利用時間も増えている。</li> <li>・今後も利用が促進するよう事業所と情報交換を行いながら、ヘルパーの確保や質の向上など環境を整えることが必要である。</li> </ul>	継続	・利用が促進するよう事業所と情報交換を行いながら、ヘルパーの確保や質の向上など環境を整える。
			地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清瀬市社会福祉協議会が主に身体・知的障害者を対象とし、地域生活支援センターどんぐりは主に精神障害者を対象としている。</li> <li>・利用者の公平性や拡大を図るために、運営方法の見直しや工夫が必要である。</li> </ul>	継続	・利用者の公平性や拡大を図るために、運営方法等を検討する。